



令和5年3月27日
中部地方整備局
清水港湾事務所
東海大学静岡キャンパス

国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所と 東海大学静岡キャンパスとの 連携・協力に関する協定の締結について

～持続可能で活力ある国土・地域づくり及び地域社会への貢献に向けて～

清水港沿岸に立地している東海大学静岡キャンパスと、清水港を始めとする静岡県内の港湾整備を担っている清水港湾事務所は、持続可能で活力ある国土・地域づくり及び地域社会への貢献に向けて相互に連携・協力するために協定を締結しました。

1. 概要

日時：令和5年3月24日（金曜日）
内容：協定書の調印
場所：東海大学静岡キャンパス

2. 添付資料

- ①連携・協力内容 別紙—1
- ②連携・協力に関する協定書(写) 別紙—2

3. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、中部専門紙記者会、静岡県政記者クラブ、静岡市政記者室、港湾空港タイムス、港湾新聞、日本海事新聞、海事プレス、マリタイムデーリーニュース

4. 問合せ先

○国土交通省 中部地方整備局 清水港湾事務所
総務課長 神原（かんばら）
総務係長 橋本（はしもと）
Tel 054-352-4146

○東海大学 スルガベイカレッジ静岡オフィス
マネージャー（企画・広報担当） 山本（やまもと）
Tel 054-337-0144

○協定の目的

この協定は、清水港湾事務所と東海大学がこれまで長年にわたり培ってきた信頼関係を基盤に、より緊密かつ組織的な連携・協力の推進・強化を図るものである。

清水港湾事務所にあつては、社会資本整備・維持の推進による持続可能で活力ある国土・地域づくりについて、東海大学にあつては、教育・研究及び地域社会への貢献について、相互に連携・協力するために必要な事項を定める。



連携・協力事項

- (1) 東海大学が実施する教育・研究及び地域社会への貢献に関すること
- (2) 清水港湾事務所が実施する社会資本整備・維持についての知見に関すること
- (3) その他、両機関が必要と認める事項



握手をする滝川尚樹所長(左)と山田吉彦キャンパス長(右)

国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所と東海大学静岡キャンパスとの 連携・協力に関する協定書

国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所（以下「清水港湾事務所」という。）と 東海大学静岡キャンパス（以下「東海大学」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、清水港湾事務所と東海大学がこれまで長年にわたり培ってきた信頼関係を基盤に、より緊密かつ組織的な連携・協力の推進・強化を図るものである。

清水港湾事務所にあっては、社会資本整備・維持の推進による持続可能で活力ある国土・地域づくりについて、東海大学にあっては、教育・研究及び地域社会への貢献について、相互に連携・協力するために必要な事項を定める。

（連携・協力事項）

第 2 条 清水港湾事務所と東海大学は、第 1 条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。

- (1) 東海大学が実施する教育・研究及び地域社会への貢献に関すること
- (2) 清水港湾事務所が実施する社会資本整備・維持についての知見に関すること
- (3) その他、両機関が必要と認める事項

（秘密保持）

第 3 条 清水港湾事務所と東海大学は、本協定に基づく連携・協力において、相手方よりあらかじめ秘密扱いであることを文書にて明示され提供された情報（秘密事項）について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について第三者に漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 2024 年 3 月 31 日までとする。

ただし、有効期間満了の 3 か月前までに双方いずれかから、書面による改廃の申し入れがない場合は 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 双方による協議及び合意があった場合は、両機関は、本協定を改定・終了することができる。

（協議）

第 5 条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、清水港湾事務所及び東海大学が協議して別途定めることができるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名の上、各々1通を保有する。

2023年3月24日

国土交通省中部地方整備局
清水港湾事務所長

東海大学静岡キャンパス長
